

原子力損害賠償における国(審査会)及び県の動き

福島県災害対策本部総括班企画調整チーム <平成23年7月14日現在>

月日	国(審査会)の動き	主な内容等	県(連絡会議等)	主な内容等
4月3日			要望書提出【総理】	1 一元的に所管する組織の設置 2 特別法の制定
4月11日	原子力損害賠償紛争審査会設置			
4月15日	原子力損害賠償紛争審査会【第1回】	事故の影響と政府の措置の現状		
4月21日			要望書提出【総理、文科大臣、経済被害担当大臣】	1 長期的な視点に立って起こりうる被害等も指針に盛り込むこと 2 県内全域を対象にすること 3 風評被害や精神的苦痛、営業的損害等も対象にすること 4 自治体が被った損害も対象とすること 5 指針は段階的に順次策定するとともに時期を明確にすること 6 被災者や被災自治体等の意見を十分に聞くこと 7 法改正や特別法の制定等も視野に入れた十分な賠償等
4月22日	原子力損害賠償紛争審査会【第2回】	損害類型を地域的・時間的に分類		
4月28日	原子力損害賠償紛争審査会【第3回】	○松本副知事が県の状況について説明 ○第一次指針策定 政府指示等に基づく行動等に伴う一定の範囲の損害についての基本的な考え方。 ①政府による避難等の指示にかかる損害 ②政府による航行危険区域設定に係る損害 ③政府等による出荷制限指示等に係る損害 ※被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、蓋然性の高いものから順次指針として提示		
4月29日			「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」設置	相談時間：8時30分～21時(土日祝日を含む) ※毎週水曜日(13時～17時)は弁護士による法律相談
5月2日			原子力損害に関する関係団体連絡会議【第1回】	原賠制度及び第一次指針説明。各関係団体から損害の現状説明
5月9日			原子力損害に関する関係団体連絡会議幹事会【第1回】	原子力災害に伴う損害状況及び風評被害の調査依頼。
5月14日			要望書提出【総理、文科大臣、経済被害担当大臣】	1 風評被害を含む経済的損害 } について、確実に 2 精神的損害 } 賠償等の対象にす 3 自主避難 } ること 4 十分な賠償・補償 5 仮払いの円滑な対応
5月16日	原子力損害賠償紛争審査会【第4回】	○大熊町長、川内村長による被害現状説明 ○「第二次指針」策定に向けての論点整理 ・政府による避難等の指示に関連する損害 ・政府等による出荷制限等に関連する損害 ・いわゆる風評被害		
5月23日	原子力損害賠償紛争審査会【第5回】	被害等の現状、「第二次指針」策定への論点整理		

原子力損害賠償における国(審査会)及び県の動き

福島県災害対策本部総括班企画調整チーム <平成23年7月14日現在>

月日	国(審査会)の動き	主な内容等	県(連絡会議等)	主な内容等
5月31日	原子力損害賠償紛争審査会【第6回】	<ul style="list-style-type: none"> ○飯舘村長による被害現状説明 ○第二次指針策定 <ul style="list-style-type: none"> ①政府による避難等の指示に係る損害 (一時立入費用、帰宅費用、避難費用実費) ②政府等による出荷制限指示等に係る損害 (作付断念等) ③政府等による作付制限指示等に係る損害 ④風評被害(観光業、農林漁業※食用) 		
6月1日			要望書提出 【総理、各政党】	1 被災者の早期救済 (1)「緊急支援措置」に基づく損害賠償額の仮払いが一刻も早く実施されるよう、国の責任の下で、迅速に対応すること。 (2)被災者の早期救済を図ることを最優先に、国が責任を持って、仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にする工程を示すとともに、最後まで十分かつ確実に賠償等がなされる枠組みを確立し、法案の早期成立を図ること。
6月2日			原子力損害賠償の請求等にかかる市町村説明会(双葉地方	第二次指針、市町村の対応、仮払い補償金について説明、意見交換。
6月3日			// (双葉地方以外)	//
6月8日		原子力損害賠償紛争審査会委員である山下委員 辞職		
6月9日	原子力損害賠償紛争審査会【第7回】	専門委員による調査・分析、精神的損害額の論点整理		
6月15日			要望書提出 【総理、文科大臣、経済被害担当大臣、各政党、県選出国會議員】	1 仮払いを含む賠償等が確実にされる枠組みを早急な確立 2 損害賠償の枠組みの構築に当たっては、地方公共団体に人的、財政的な負担を生じさせないこと
6月16日			原子力損害に関する関係団体連絡会議【第2回】	第二次指針及び仮払いの状況について説明。
6月20日	原子力損害賠償紛争審査会【第8回】	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次指針追補策定 精神的損害の損害額の算定方法を決定 ・第1期・・・避難所等12万円/月、 旅館等10万円/月 屋内退避者10万円 ・第2期・・・一律5万円/月 ・第3期・・・改めて検討 		
7月1日	原子力損害賠償紛争審査会【第9回】	中間指針へ向けた論点整理		
7月14日	原子力損害賠償紛争審査会【第10回】	中間指針へ向けた論点整理		
7月15日			原子力損害に関する関係団体連絡会議【第3回】	
7月19日	原子力損害賠償紛争審査会【第11回】	中間指針へ向けた論点整理		
7月21日			要望活動	
7月末	原子力損害賠償紛争審査会 <引き続き審議を実施。>	中間指針策定(原子力損害の全体像)		